

並町日野第一 菊野書之郎と下村昭二の二人

午前十時

開議会・開談

○議長（石川信義君）

時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長（石川信義君）

まず。

会議録署名議員の指名は会議規則第百三十二条の規定により議長において

十三番 石川繁治君

十四番 小林暢吉君

十五番 末次性男君

以上三名を指名いたします。

○議長（石川信義君）

この際報告事項がありますので事務局長を

して諸般の報告をいたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

一、昭和四十八年第四回福生市議会臨時会の招集について

(別添参照)

二、議案の送付について (別添参照)

三、議案説明員の出席要求について (別添参照)

四、昭和四十八年五月分例月出納検査実施結果報告

(別添参照)

五、陳情書の取り下げ願いについて (別添参照)

○議長 (石川信義君) 以上で報告は終了しました。

○議長 (石川信義君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については議会運営委員会において検討されておりますので委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 岩田博君登壇)

○議会運営委員長 (岩田博君) ご指名がございましたのでご報告

申しあげます。

去る八月三日午前九時より議会運営委員会を開催し、議長から諮問されました会期及び日程等について協議いたしました。

今次臨時会の提出議案数は、長提出にかかる案件が四件で条例の新設一件、補正予算一件、人事案件二件の計四件となっておりますが、福生市行政財産使用条例については市民体育館の食堂を貸しつけること、あるいはまた今後市の行政財産を貸しつけることも考えられますので新たに使用料条例を設けようということ、また四十八年度一般会計補正予算第一号は七小・三中の校舍新築及び一中体育館の改築関係の補正で、これらはいずれも過日の全員協議会でそれぞれ報告もされておりますので詳細な説明を受けることにより十分ご理解をいただけるものと思います。また固定資産評価審査委員会委員の選任同意については任期満了及び辞任に伴う選任同意でありまして、本件について理事者側より全員協議会の申し出もありますのであらかじめご了承願いたいと思います。

さらに厚生委員会に継続審査中でありました陳情第四号
民間自由労働組合日雇労働者に対する夏季手当に関する陳
情書に対して取り下げ願いが提出され、けさほどの委員会に
おいて承認されましたので本件取り下げ願いを追加日程として
提出することに議会運営委員会としては了承しております
のでよろしくお願いいたします。

また全日程終了後全員協議会の申し出が理事者側より
なされ、議会運営委員会として了解しております。

以上のような内容からして当委員会といたしましては
四件を即決方ご要望申しあげ、会期を一日限りとしてお願
いすることとし、また日程の順序についてはすでにお手元
にご配付申しあげましたとおり編成いたしましたので何とぞ本
日の臨時会が議員各位のご協力により円滑に運営できます
ようお願いいたします。

○議長 (石川信義君) 以上で委員長の報告は終了しました。
おわかりいたします。会期につきましてはただいま委員長から

報告されましたとおり本日一日間と決定いたしましたと思ひますが、
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (石川信義君) ご異議なしと認めます。よって会期は一日間
と決定をいたしました。

○議長 (石川信義君) 日程第三議案第八十一号福生市行政財産使
用条例を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(庶務課長 生子国利君登壇)

○庶務課長 (生子国利君) 議案第八十一号福生市行政財産使用条
例につきましてご説明申しあげます。

本条例は地方自治法第二百三十八条の四第三項の規定に
基づく行政財産の使用許可であり、使用料を徴収できるよう
に条例を制定しようとするものでございます。
では条項を追ってご説明申しあげます。



第一条につきましては本条例の目的でございます。行政財産を使用させる場合の使用料徴収について必要な事項を定めることを目的とした条項でございます。

第二条は使用料の額の算定基準を定める条項でございます。使用料は一月当たりの額を算出することになっております。第一号におきましては土地を使用させる場合の算定基準であり土地の位置、形状、環境、使用の態様等を考慮して算定した適正な価格に千分の二・五を乗じて得た額を土地の使用料とするものでございます。第二号につきましては建物を使用させる場合の算定基準でありまして、対象建物の耐用年数や老朽度あるいは利用効率等を考慮しまして算定された適正な価格に千分の六を乗じて得た額に前の第一号で算定いたしました土地の分を合計いたしました。その建物の使用料とするものでございます。第三号につきましては建物の一部を使用させる場合の算出基準でありまして、前の第二号によって算出されました建物全部の使用料を

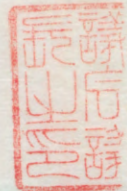
その許可しようとする延べ面積の割合によって算定しようとするものでございます。第四号につきましては建物以外の工

作物を使用させる場合であり、土地または建物の使用料の例により算出して使用料をきめようとするものでございます。第二項につきましては建物の一部を使用させる場合であって使用期間が一日に満たないときの使用料は前項第三号の規定によらずに適正な方法によって算出した額によって徴収しようとすることを定めたものでございます。

第三条につきましては使用期間が一月に満たない場合の使用料は日割計算によって徴収するというものでございます。

第四条につきましては使用料の最低限度額でございます。使用料の額が百円未満となる使用料はこれを百円にしようとする条項でございます。

第五条につきましては使用料の限度額または免除の条項でございます。第一号、第二号、第三号ともそれぞれの区分にいたがいまして該当する場合の減額または免除の範囲を定め



ふうとするものでございます。

第六条は使用料の徴収方法でございます。使用料は原則として使用を開始する日までにその全額を徴収することになつておりますが、市長が特別の理由があると認めた場合には納付すべき期限を別に定めまして、また分割でも納入させることができるという措置をしようとする条文でございます。

第七条につきましても使用料の不還付であり、納付した使用料は原則として還付しないが、公共用または公用に供するために行政財産の使用を取り消した場合にその全部または一部を返すという条項でございます。

第八条につきましては委任事項でございます。この条例施行に伴い必要な事項を市長に委任させるわけでございます。附則第一項につきましてはこの条例は公布日から施行し、昭和四十八年八月一日から適用しようとするものでございます。第二項につきましてはこの条例施行の際、現に許可を受けて行政財産を使用している者についてはその期間が満了

するまでの間従前の例によるとなっております。

参考までに申しあげてみますと、現在行政財産として福生市商工会、福生市社会福祉協議会、現在まだ建設されておりませんが大気汚染総合測定室、これらが行政財産の貸し付けということで公共的に値しますので、現在使用料は取っておりませんが許可をして行政財産の一部を貸しているわけでございます。

以上難はくなく説明でございますが、原案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

○議長

(石川信義君)

以上で提案理由の説明は終了しました。

○四番

(田村市郎君)

使用料についてお尋ねいたします。

土地の使用料が土地の価格の千分の二・五というのは相当に高い使用料であるがこれできめるのか。また逆に当市で借りている公有地も相当あるが、こういう逆の立場の方から使用料条例をみると市に対してこの千分の二・五に準じてはどうか。

かといわれた場合、はたしてこの千分の二・五、また建物の千分の六というのが現況にあってゐるのかどうかということについてお伺いいたしたいと思ひます。

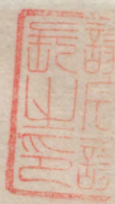
○庶務課長（生子国利君）

ただいまのご質問の点でございますが、本件の条例につきましても行政財産の関係でございます。だいたひ土地としては二・五％というのは三十年程度の年数で消化できるということから算出されております。それから建物につきましても、だいたひ十五年という計算であり、都においても金利とかを考慮して二・五％とか六％で出されておりますが、普通財産の場合ですと、たとえば市が一般私人から借りてゐるのは一般の貸借関係の金額で借りております。現在は固定資産税の評価あるいは税額等も上がっておりますので、それらは一般的に私人との契約と同じように考えまして現在交渉中でございますが、おそらく一般の地代と同じくらしいの金額を払うようになるのではないかと考えます。

○四番

（田村市郎君）

価格を仮に現況が坪十万円という土地を



市で借りて、これの千分の二・五というと一月二百五十円の地代を徴収することになります。これは一般的にみてかなり高いのではないが、当市内において坪当たり十万円以下のところがあればよいがなかなかないということから今後の場合こういうことで影響がないかどうか。これはかなり高いのではないか。

○庶務課長（生子国利君）

これは千分の二・五ですが、十万円とすると二百五十円となります。確かにそれをそのままかけますとそういう金額になります。これはやはり土地の場所だとか土地についてはその形態、利用度等を全部考慮しますので、だいたひ時価に近い金額になるのではないか。また建物につきましても耐用年数等も考慮いたしましてその一部を貸すということになりますので、金額的にはそう高くならないのではないかと思ひます。体育館の一部を貸すという算定基準を考慮いたしますと、月一万七千円程度となり、そこで営業をすればその面積七十三平方メートルを独占的に使いますので、それを考慮いたしまして一般の店舗を貸した場合との格差

かどうかということもありますが、市としても行政上の関係でその利用価値を考慮して貸しますのでかなり安い金額に算定されるのではないか。今後につきましてもこのような考え方で使用料をきめていきますとさほど高額なものではないと考えます。

○四番 (田村市郎君) 今後市営住宅等を建てる場合にこの条例を適用するのかわからないのか伺いたいと思います。

○庶務課長 (生子国利君) 市営住宅についてはこのようなきめ方ではなく、市営住宅法で定められている建設費、耐用年数、管理費等をみて耐用年数六十年なら六十年に対して月掛けをきめますので、このきめ方は使用料とは竹肋が違っております。ですから住宅につきましては建て替えてもそのような計算で出しますので千分の二・五とかいうことは適用にならないわけです。

○二十三番 (石田博君) 市民体育館の食堂の貸しつけについては概略幾らくらしいの屋賃になりますか。

○庶務課長 (生子国利君) こまかい算出基準がございますけれども一応概略は現在のところ月一万七千円前後ということになっております。

○議長 (石川信義君) 以上で質疑を終わります。

○十四番 (小林暢吉君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十一号については、委員会付託及び討論を省略し原案どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長 (石川信義君) おはかりいたします。ただいま小林暢吉君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第八十一号は原案どおり可決いたしました。



○議長（石川信義君） 日程第四議案第八十二号昭和四十八年度福生市一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（企画財政課長 高水 求君登壇）

○企画財政課長（高水 求君） ご指名がございましたので本案について提案理由の説明を申しあげたいと思います。

本案につきましては過日の全員協議会におきまして教育委員会、事務局からご説明がございましたとおり、第一中学校講堂の改築、仮称第三中学校及び仮称第七小学校の建築費の増額に伴う所用の予算措置を講ずる必要があるということとで本件を提案した次第でございます。

まず第一頁におきましてはいままでの予算総額に一千二百二十万円を追加いたしましたして総額三十二億七千三百三十五万七千円と定めることになっております。そのときにもご説明申しあげてあるわけでございますが、第一中学校の講堂につきましては



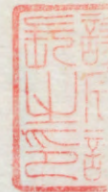
昭和四十八年度事業でございますので、これらの全体額の一部であります一千二百二十万円につきましては、ここで四月に市民税の個人分につきましては、ほぼ徴税数が確定いたしますので、この市民税の個人分については財源措置をいたしまして一中講堂につきましては対処していきたいということでございます。それから校舎の仮称第七小学校並びに仮称第三中学校につきましては二ヶ年度継続事業でございます。したがって、今回の補正はすでに当初予算におきましてご議決をいただいております債務負担行為の変更ということに相なった次第でございます。三頁に記載されておりますとおり、補正前の数値につきましては仮称第七小学校につきましては二千万円を三千万円に変更する。それから仮称第三中学校につきましては三千万円を五千九百四十万円に変更するという債務負担行為の変更。それから追加事項といしまして仮称第七小学校と仮称第三中学校につきましては、その一部につきまして日本住宅公団より立替施行があることはすでにご案内のとおりでございますが、形式といたしましては二十



五年の年賦によつて公団が市にかゝつて建てた校舎を買い入れるということでございます。したがしましてこれは限度額——要するに公団に二十五年間にわたつて支払われる元金については、ここに記載のとおり仮称第七小学校については七千五百十四万一千円、仮称第三中学校については七千七百七十二万五千円という金額になります。それからすでに支払った割賦金の累計額を減じた額に年利六・五％以内を乗じて得た金利を限度額とするもので、それらの明細につきましては六頁に支出予定額に関する調べがございますので、それをご覧になつていただければわかるかと思ひます。

以上きわめて簡単に雑ばくなご説明でございますけれども、かような措置をとりまして来年度開校を目途といたしまして、これから諸般の手続をいたしたいということでございます。

何とぞ慎重ご審議をいただきまして原案どおり可決くだされますようお願いいたしましたして説明にかえさせていただきます。



○議長

(石川信義君)

以上で提案理由の説明は終了しました。これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

(石川信義君)

以上で質疑を終ります。

○十四番

(小林暢吉君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十二号については、委員会付託及び討論を省略し原案どおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長

(石川信義君)

おはかりいたします。ただいま小林暢吉君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

(石川信義君)

ご異議なしと認めます。よつて議案第八十二号は原案どおり可決いたしました。

○議長 (石川信義君) これより暫時休憩いたします。

午前十時二十八分 休憩

午前十一時三分 開議

○議長 (石川信義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第五議案第八十三号 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本件について事務局長より朗読をいたさせます。

(古谷議会事務局長朗読) 省略

○議長 (石川信義君) 以上で朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市長 石川常太郎君登壇)

○市長 (石川常太郎君) ご指名をいただきまして議案第八十三号 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましてご説明申し上げます。